

経済活性化のための産業金融機能強化策（抄）

平成 15 年 12 月
産業金融機能強化
関係閣僚等による会合

I. 総論

1. 趣旨

- (1) 我が国産業の成長・発展と産業金融の改革・強化は、表裏一体の関係にある。経済全体の大きな飛躍のために、産業の活性化と産業金融の機能強化、両面での対応が必要である。
- (2) 我が国の産業金融は、産業資金の取り手の企業、出し手の金融機関とも融資に大きく依存し、特に担保は、不動産に拠っている。また、債権の証券化等の新しい手法や担い手が十分には普及していない。こうした構造は、中小企業金融や地域金融において顕著である。
- (3) 折しも設備投資に動意が見られるなど、産業の資金需要に高まりの兆しがある。
- (4) この機を捉え、中小企業や地域産業をはじめ経済の隅々にまで、幅広く、効果的に産業資金が供給されるよう、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」で掲げられた項目を一層深化させ、政府の各施策を有機的に連携させつつ、日本銀行等関係機関と一体となって経済の活性化に資するものとする。

（中略）

II. 各論

1. 多様な資金の流れの整備

- 産業金融の担い手・手法の多様化 -

(1) 信託制度の整備を通じた金融の活性化

信託業法を改正し、信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大など信託制度の整備を図る。これにより、市場型間接金融という新たな金融の流れを促す。

- 1) 金融機関以外の多様な者が資金仲介の新たな担い手となることにより、企業の資金調達経路が拡大される。
- 2) 知的財産権をはじめ幅広い財産の信託を可能とすることにより、企業の資産流動化による資金調達が多様化する。

信託会社の中小企業向け融資について公的信用補完制度の対象とするなど、企業が信託会社を活用して資金調達する枠組みを支援する。

(2) ファンドによる資金仲介機能の拡充

中小企業等投資事業有限責任組合法を改正し、ファンド（投資事業組合）の投資対象の拡大や機能の追加を行うとともに、所要の投資家保護ルールを

整備し、資金仲介の枠組みを拡充する。これにより、我が国の資金やノウハウを広く産業金融に有効活用する。

- 1) 投資事業組合が、中堅企業の成長資金や事業再生・産業再編など様々な事業活動に対して投融資を行えるようにする。
- 2) 投資事業組合に融資機能を追加し、出資先企業に対する資金状況に応じたきめ細かい対応（「ミドルリスク・ミドルリターン」の融資）、事業再生を実現するためのつなぎ融資（DIPファイナンス）を可能とする。
- 3) リスクマネー供給を促進しつつ一般投資家が安心して投資できる環境が整備されるよう、投資事業組合をはじめとする組合型投資スキームに関する投資家保護の枠組みを整備する。

中小企業の再生を支援する「地域中小企業再生ファンド」や中小企業の新事業展開を支援する「がんばれ！中小企業」ファンド」に対する中小企業総合事業団の出資をはじめ、事業再生・産業再編、ベンチャー企業等の創業・開業、更には第二の成長を支援するためのファンドの組成を促進する。

(3) 中小企業金融の手法の多様化の促進

中小企業金融公庫法を改正し、証券化支援業務を加え、中小企業の資金調達における新しい金融手法を支援する。これにより、民間金融主体で広がりつつある金融手法の多様化に向けた取組を加速する。

- 1) 中小企業向けの貸付債権の証券化・流動化を支援する（証券の買取り、保証等）。
- 2) その際、金融機関だけではなく、信託会社も支援対象とする。また、一定の事業会社もその対象とすることを前提に具体的な基準を検討していく。

(4) 中小企業金融のセーフティネットの拡充

中小企業金融のセーフティネット制度について積極的な活用・充実を図る。

(5) 中堅企業への支援の拡充

中堅企業において、その発展・再生に必要な資金調達を円滑化するため、新たな担い手や金融手法の活用を促進する。

- 1) 信託会社、投資事業組合を活用した新たな資金の導入や、中堅企業向け金融における証券化等の新たな手法の導入を推進する。
- 2) 中堅企業に対する信用保証制度の拡充について、与党の検討に協力する。

(6) 日本銀行による中小・中堅企業金融の円滑化支援

日本銀行においては、中小企業・中堅企業金融等を一層円滑化するため、資産担保証券の買入れについて必要な見直しを行いつつ、これらを通じて証券化市場を活用しやすい環境を整える等、適切な対応を行うことを期待する。

2. リスクへの対応の多様化

- 担保・保証に過度に依存しない資金調達 -

(4) リレーションシップバンキングにおける新しい中小企業金融への取組

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、平成16年度までの2年間で「集中改善期間」として、地域・中小企業金融の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る。

このうち、中小企業金融に関しては、貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項や信用格付モデルの活用等により、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る。

3. 産業の収益力・財務基盤強化

- 産業の活性化と企業の活力増進 -

(3) リレーションシップバンキングにおける中小企業に対する経営支援機能の強化

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る一環として、以下の項目について、各金融機関の着実な実施を促す。

- 1) 経営情報等を提供する仕組みの整備、要注意先債権等の健全債権化に向けた取組の強化等により、中小企業に対する経営支援機能の強化を図る。
- 2) 中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関し、産学官とのネットワークの構築・活用（「産業クラスター計画」への支援を含む。）等を図り、中小企業の技術開発や新事業の展開を支援する。
- 3) ベンチャー企業向け業務について、関係機関との情報共有など連携強化を図り、地域におけるベンチャー企業の育成を支援する。
- 4) 中小企業支援センターの活用を検討し、地域の中小企業の創業・経営革新を支援する。
- 5) 中小企業再生支援協議会における早期事業再生に向けた取組に協力し、同協議会の機能を積極的に活用する。

（以下略）